

第 46 回 旧 R D 最終処分場問題連絡協議会の開催結果

- 日 時 令和 5 年 9 月 12 日 (火) 19:00～21:00
- 場 所 栗東市総合福祉保健センター (なごやかセンター) 集会室
- 主な質疑・ご意見 (⇒県の回答、→栗東市の回答)

1 前回の開催結果の確認について

- ①前回 (第 45 回) の協議会で言っていた処分量の推計に関する図面を皆さんに配布してほしい。図面では、昭和 55 年と平成 6 年の底面においては、平成 6 年のほうが高くなっている箇所がある。これはあり得ない。

⇒ホームページの第 45 回協議会の当日資料に追加で掲載をした。次回協議会で説明する。

※ **資料 1①説明資料** 今回の協議会で説明

2 令和 5 年度第 1 回モニタリング調査結果について

- ②H26-S2 のひ素の超過原因は自然由来と考えられるとあるが、ごみを埋め戻していることが影響しているのではないか。

⇒H26-S2 は、遮水壁の外側の井戸であり、施工した時に処分場の廃棄物がないことを確認している。また、電気伝導度や 1,4-ジオキサンも低いことから廃棄物の影響はないと考えている。そういった状況を確認した上で、アドバイザーにも意見を聞き、ひ素については自然由来と判断している。

3 維持管理の状況について

- ③処理水量は降水量に若干反応しながら 1、2 か月遅れて影響を受けているように見える。降水が浸透して、浸透水が揚水されることによる効果、廃棄物が洗浄される効果については、どう評価しているのか。

⇒処理水量は長期間の降水状況の影響を若干受けており、大体 2 割ぐらいの増減がある。ある程度、降水のうち一定の水量が定常的に処理に回ってくるかたちで、廃棄物の洗い出しがコンスタントに順調に進んでいる状況になっていると考えている。

- ④SS のグラフでは、平成 29 年度以降に二次対策工事の影響で増加していると思われるが、COD のグラフはほとんど影響を受けていない。これは SS 絡みの COD 成分はほとんどなく、溶解性の COD 成分が基本であるということか。

⇒工事期間中は浸透水だけでなく、場内の廃棄物が露出していることから、廃棄物に触れた水も処理をしていたので状況が違う。SS と COD の関係について、現在と同じ傾向が見られるようになるのは、工事が終わった後の令和 3 年度以降と考える。

4 アーカイブ・対策編について (進捗状況)

- ⑤県の対策工事着手前に R D 社に行かせた工事は、アーカイブに書かなくてよいのか。当時の基準では有害物であっても合法的なものだから R D 社はそのまま埋め戻した。対策工事で初めて県は有害物を除去するというスタートラインに立った。

その転換があったことはしっかり書いてほしい。

⇒対策工事前にRD社が行った工事は、総括編に記載する。

- ⑥二次対策工事の全体概要に、抜本的に解決し最も効果的かつ効果的な対策を行うため、総合的な対策を実施する必要があったとあるが、結局、そのような対策ができたということか。

⇒協定や基本方針等で支障除去の工法を決定し、その工事を完了したと整理している。工法の選定の経過、経緯については、総括編に記載したいと考えている。

5 アーカイブ・総括編の作成に向けた住民インタビュー等の方針について

- ⑦このプランは全面的に見直してほしい。あまりにも住民を馬鹿にしていると思う。一つ一つの事件が起きた時に住民はどういう気持ちになっていて、県はそれにどういう気持ちで対応したのか。コントラストをはっきりさせて、時系列的に明らかにしなければ、この問題の歴史的教訓は出てこない。

⇒この案は、長年関わってこられた住民の方々の生の声をコラム的に載せる目的であって、まずは、総括編でそういった経緯を整理し、一定の案を示して進めていきたい。

- ⑧今までの内容を細かく書かれている本もあるし、RD問題に携わってこられた方が、年代順に細かく調べ上げて書かれているものもある。こういうものを参考にして書いてほしい。

⇒RD問題に関する出版物はこちらでも把握しているが、もし不足しているのであれば、逆に情報提供していただくとありがたい。

- ⑨県職員のヒアリングで本人に「答えたくない」と言われた場合はどうするのか。

⇒任意でお願いするので断られることも想定されるが、真摯に説明し協力を求めていく。

- ⑩当時の知事にも聞いてほしいことがある。

⇒ヒアリング対象に元知事を含めることは考えていなかった。知事については、県議会の答弁や報道機関等への資料提供など公になっていることが多い。そのほか協議等の記録なども残っていると思うので、そういうものを調べて記載したい。

- ⑪当時の部長にも聞いてもらいたい。

⇒当初の想定としては、当時の管理職の課長や室長を主な対象として考えていた。一般職員は責任という意味では少し違う。部長については、努力はしたい。

- ⑫隣接住民にとっては、RD問題は煙突の灰から始まった。そのとき一番最初に相談に行ったところは栗東市だった。栗東市の職員にも県と同じようにヒアリングに対応してほしい。当時の記録は残っていないかもしれないが、自分の記憶には残っている。

⇒栗東市の対応経過については、栗東市に原稿を作成してもらおう。

6 その他

- ⑬県は最後どのようなことをして、国の事業が終了したのか。その経緯を教えて

ほしい。

⇒事業については、計画の中に目標を掲げており、対策工事完了後2年間にわたってモニタリングを行い、目標を達成したことをアドバイザーにも確認の上で終了した。令和5年6月19日付けで完了報告書を環境大臣に提出した。この報告書には、協議会でモニタリングの継続について強い要望があったことやアーカイブを作成することも記載している。今後も県として責任をもって旧処分場の安定化に向けモニタリングや水処理を継続していく。この報告書については、ホームページにも掲載している。

⑭栗東市で今計画されている健康運動公園の中に旧処分場のモニタリング地点がある。今後もモニタリングが継続してできるように配慮してほしい。

(栗東市)

→健康運動公園のところもモニタリング地点になっているので、継続してやっていけるように考えている。

第45回連絡協議会当日資料について

1 第45回連絡協議会当日資料の内容について

第45回連絡協議会資料1添付資料において図1、図2として添付した「RD最終処分場問題対策委員会協議会（H19.10.3）参考資料」の続きのページである。ここでは、第45回連絡協議会資料1添付資料の2（1）で示した廃棄物等の埋め立て量の推計方法について、以下のようにより詳細に示している。

- ・ 20m間隔で実施した横断測量の測線に沿って断面図を作成し、廃棄物層（図で黄緑色に着色された部分）の断面積を算出する。
- ・ 隣の測線（断面）との間の輪切りの部分の廃棄物等の量について、次のとおり計算する。
平均断面積（輪切りの両側の断面積の平均）×測線（断面）間の距離（端以外は20m）
- ・ それぞれの輪切りの部分の廃棄物等の量を合計する。

廃棄物量(ボーリング調査)計算書

測点	距離(m)	断面積(m ²)	平均断面積(m ²)	廃棄物量(m ³)	
NO.0-2.00m (端)	0.00	0.00			
NO.0	2.00	2.25	1.1	2.20	← 端~NO.0
NO.1	20.00	1081.36	541.8	10836.00	← NO.0~NO.1
NO.2	20.00	1497.86	1289.6	25792.00	← NO.1~NO.2
⋮				⋮	
				足していく	

2 いただいた質問への回答について

第45回連絡協議会当日資料の図面で、ボーリング調査により推定した廃棄物の深さとの比較のための参考として緑・青・赤・黄で描かれている線は、それぞれ以下の書類に基づいている。

緑	昭和55年	設置届出書（第1処分場）
青	昭和60年	変更届出書（第1処分場）
赤	平成6年	設置許可申請書（第2処分場）
黄	平成10年	復旧計画書

各書類の図面を改めて確認したところ、

- ① 当時の届出書等では、廃棄物を追加で埋め立てようとしている部分が着色されているのみで、特に昭和60年および平成6年の書類の断面図では、「地山」といった表記はない。
- ② 平成19年に作成された図面は、それぞれの届出等の断面図の着色部の下面（追加の廃棄物を埋め立てる直前の状態の地表の形状）をまとめて、同一図面上にプロットしたもの。
- ③ したがって、昭和60年時点で埋め立て済の廃棄物や平成6年時点の第1処分場の廃棄物は、それぞれの年に提出された届出書等に示された線（追加の埋め立てを計画する部分の下面）より下に位置している。

旧処分場内廃棄物量について

1 許可容量について

県は、昭和 55 年 3 月に第 1 処分場の設置届を受理し、平成 6 年 9 月に第 2 処分場の設置を許可している。その後何度か埋め立て範囲、容量が変更されており、最終的には平成 15 年 11 月に受理した軽微変更届により、以下の許可面積、容量となっている。

第 1 処分場	第 2 処分場	合計
面積:38,429.46 m ²	面積:10,111.47 m ²	面積:48,540.93 m ²
容量:320,529 m ³	容量:80,659 m ³	容量:401,188 m ³

2 埋め立て廃棄物量の推定について

(1) 平成 19 年追加調査に基づく推計

県は平成 19 年、RD 最終処分場問題対策委員会で内容を決定した追加調査を実施し、調査の結果、埋め立て廃棄物量は許可容量の 1.8 倍の約 72 万 m³と推定した。このことは同年 9 月に公表し、10 月に同委員会へ報告した。

推計方法は以下のとおりである。

- ・ 20m間隔の横断測量を実施し、地表面の形状を把握。
- ・ ボーリング調査を旧処分場内 12 箇所 (60mメッシュで既往調査地点を除く地点) で実施し、廃棄物層の底面の形状を推定。(図 1)
- ・ 以上の 2 つから、地表面と廃棄物層の底面の間の廃棄物等の埋め立て量を約 72.6 万 m³と推計し、別途算定した覆土等の量 (約 1.2 万 m³) を差し引くことで、埋め立て廃棄物量を約 71.4 万 m³と推計。

(2) 平成 19 年以前の推計状況

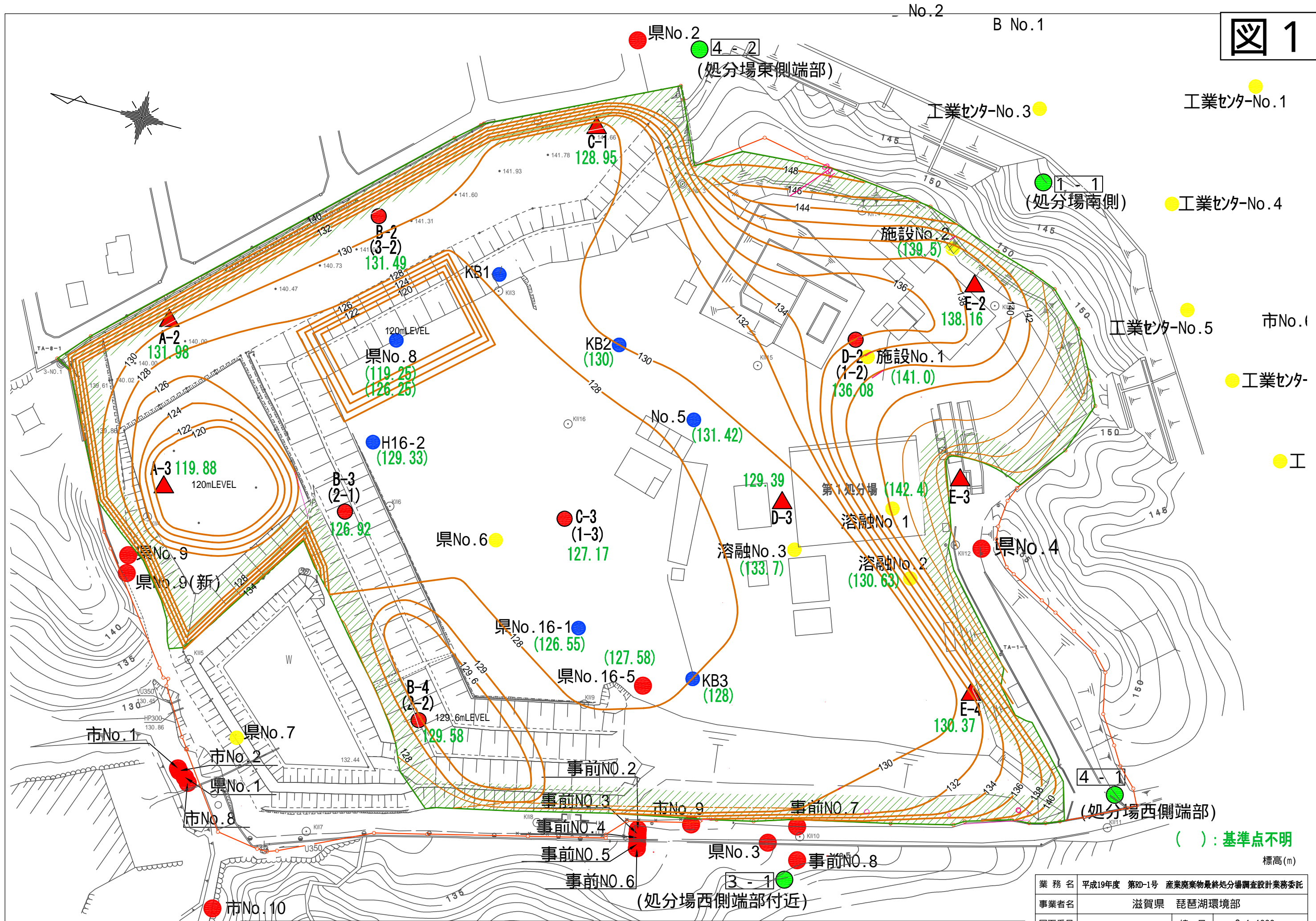
例えば、平成 16 年 2 月に國松知事が地元住民との懇談を行った際、住民からの指摘に対し、以下のように回答している。

(住民)：現在の高さ等から考えると許可量を超えている可能性があり、どれだけゴミが入っているか調べて欲しい。

(知事)：許可範囲内で埋立を行っているはずである。まずは、安全対策が重要であり、その中で分かってきたことがあればその時点で対応していく。

この段階では、旧 RD 社による測量結果および改善命令を受けたその後の工事関係の図面等から地表面の形状を概ね把握していたが、廃棄物層の底面の面的な広がりやを推定できるデータがなかったため、届出・許可申請の図面にある処分場の底面 (図 2) を基準に廃棄物量を推計し、許可容量以内であると判断している。

埋め立て廃棄物量の把握については、平成 19 年度の有識者による行政対応検証委員会の報告書において、平成 10 年 6 月に発出した改善命令に係る一連の対応の評価の項目で、「本件改善命令の履行中に RD 社が深掘りを行い、産業廃棄物を埋立てしていた事実から、他にも同様のケースがあるのではないかと RD 社を追及し、調査を行っていれば、最終的に許可容量の 1.8 倍の産業廃棄物が埋め立てられていたという処分場の全貌がこの時点で明らかになっていた可能性」があったと評価されており、県の対応の甘さが指摘された。報告書を受け、嘉田知事は「県としても責任を感じている。」と述べている。

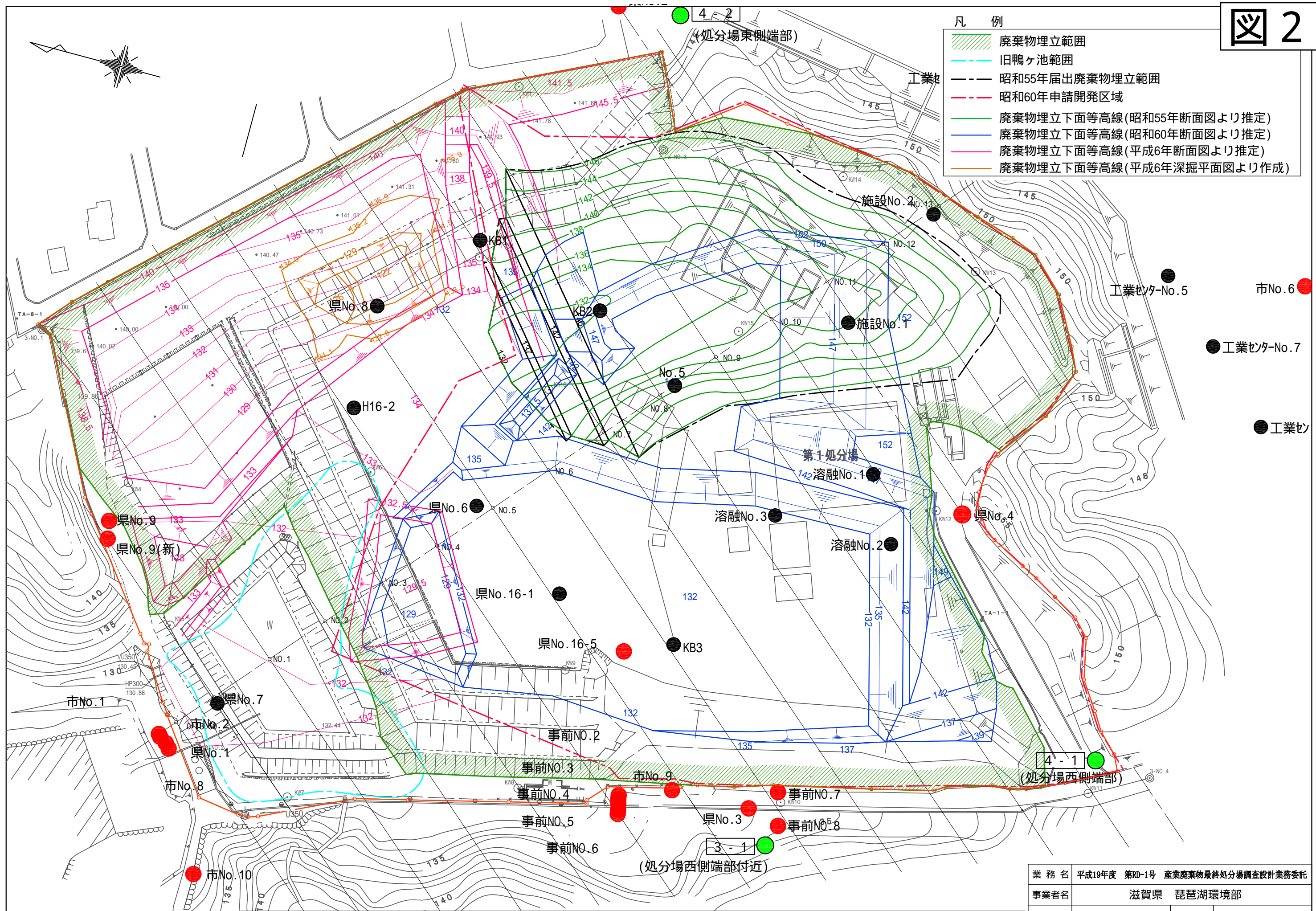


RD最終処分場問題対策委員会協議会 (H19.10.3) 参考資料

業務名	平成19年度 第RD-1号 産業廃棄物最終処分場調査設計業務委託		
事業者名	滋賀県 琵琶湖環境部		
図面番号	縮尺	S=1:1000	
図面名称	廃棄物層下面コンター図		

3

- 凡 例
- ▨ 廃棄物埋立範囲
 - 旧鴨ヶ池範囲
 - 昭和55年届出廃棄物埋立範囲
 - 昭和60年申請開発区域
 - 廃棄物埋立下面等高線(昭和55年断面図より推定)
 - 廃棄物埋立下面等高線(昭和60年断面図より推定)
 - 廃棄物埋立下面等高線(平成6年断面図より推定)
 - 廃棄物埋立下面等高線(平成6年深掘平面図より作成)

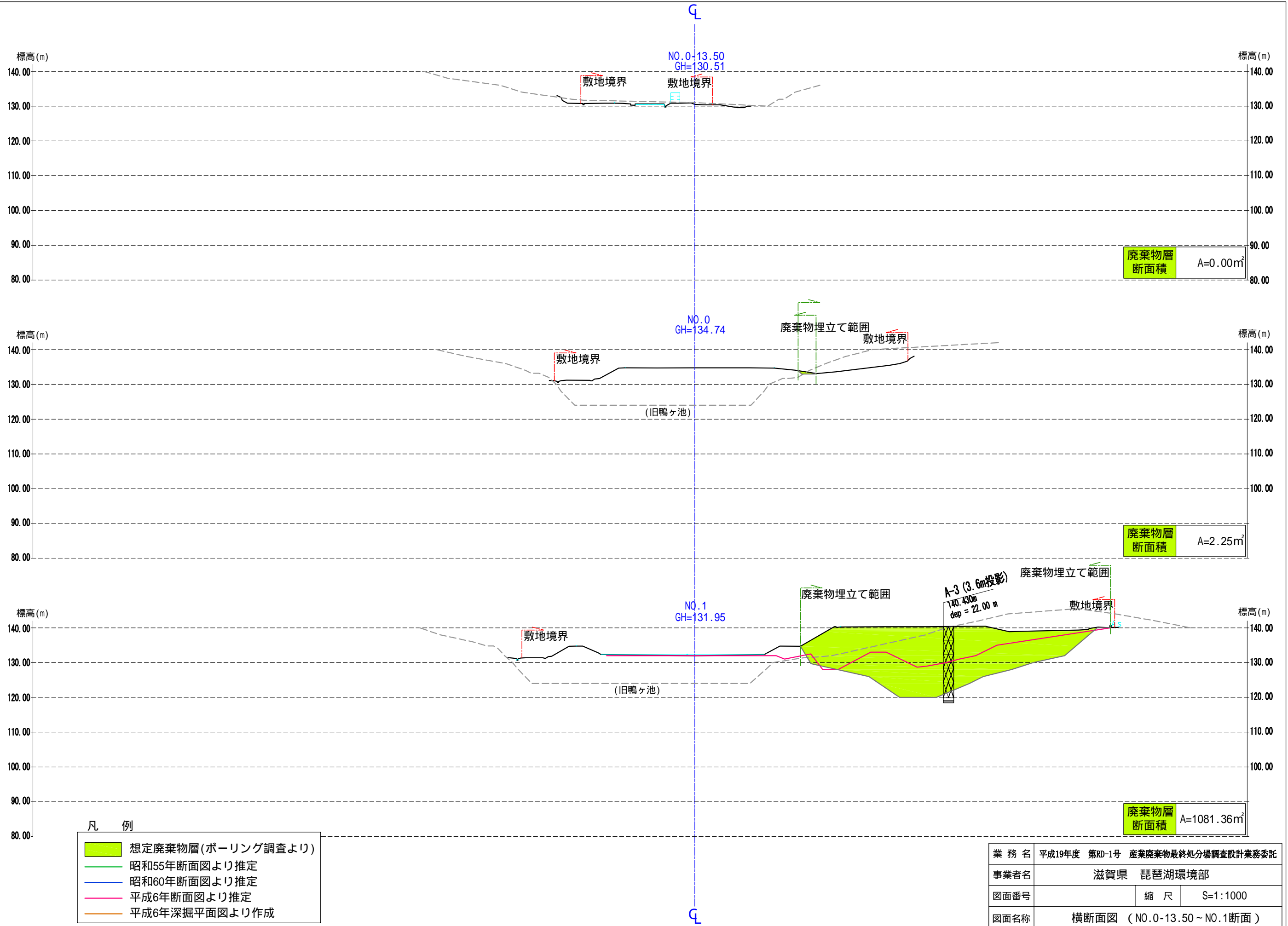


RD最終処分場問題対策委員会協議会 (H19.10.3) 参考資料

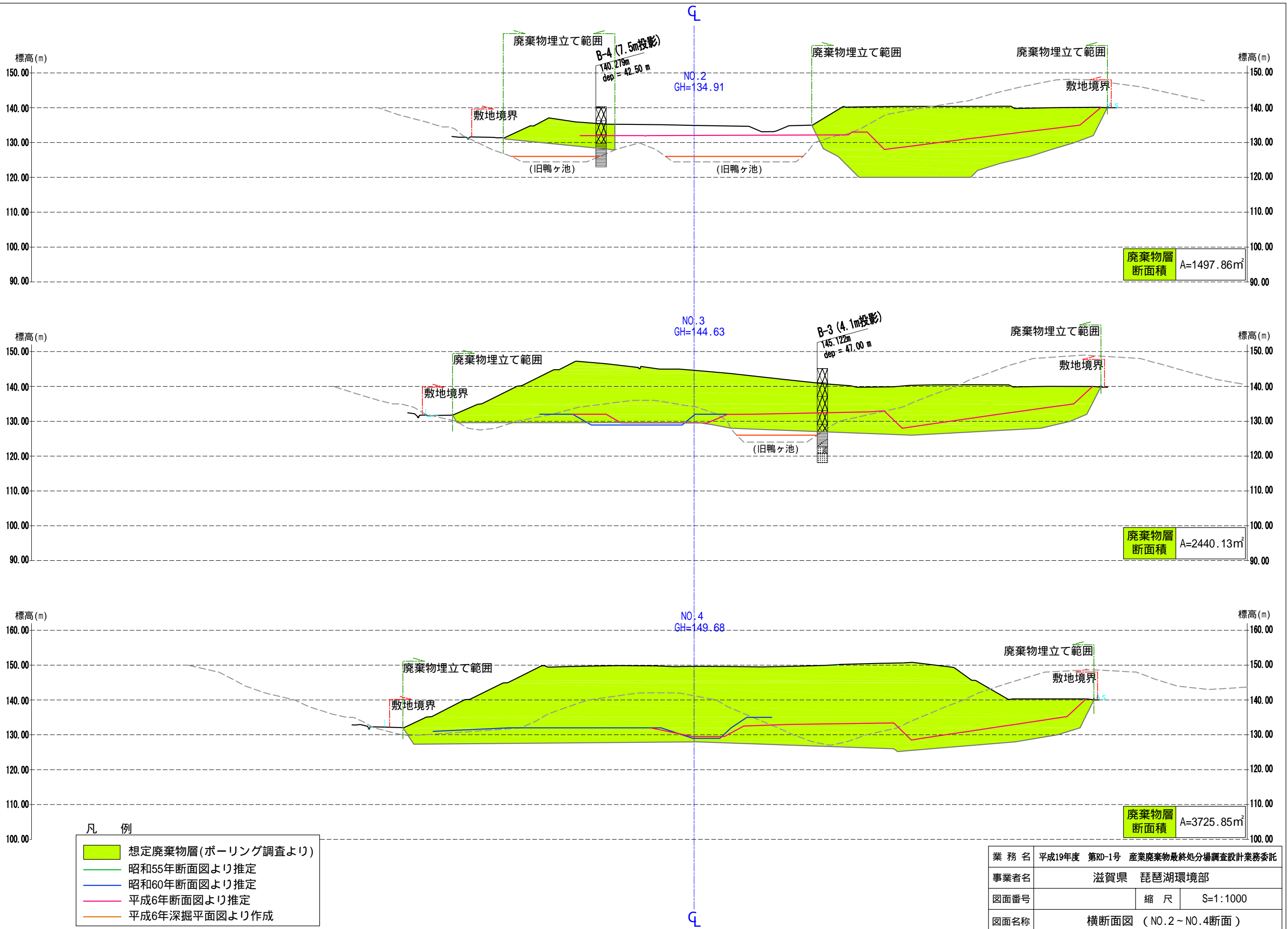
業務名	平成19年度 第RD-1号 産業廃棄物最終処分場調査設計業務委託		
事業者名	滋賀県 琵琶湖環境部		
図面番号	縮尺	S=1:1000	
図面名称	廃棄物申請書類による下面図		

廃棄物量(ボーリング調査)計算書

測点	距離(m)	断面積(m ²)	平均断面積(m ²)	廃棄物量(m ³)
NO.0-2.00m	0.00	0.00		
NO.0	2.00	2.25	1.1	2.20
NO.1	20.00	1081.36	541.8	10836.00
NO.2	20.00	1497.86	1289.6	25792.00
NO.3	20.00	2440.13	1969	39380.00
NO.4	20.00	3725.85	3083.0	61660.00
NO.5	20.00	4008.21	3867.0	77340.00
NO.6	20.00	4473.76	4241.0	84820.00
NO.7	20.00	4637.75	4555.8	91116.00
NO.8	20.00	4734.44	4686.1	93722.00
NO.9	20.00	4664.32	4699.4	93988.00
NO.10	20.00	2344.58	3504.5	70090.00
NO.11	20.00	1068.16	1706.4	34128.00
NO.12	20.00	1056.46	1062.3	21246.00
NO.13	20.00	655.93	856.2	17124.00
NO.13+15.60m	15.60	0.00	328.0	5116.80
廃棄物量合計(m ³)				726361.00

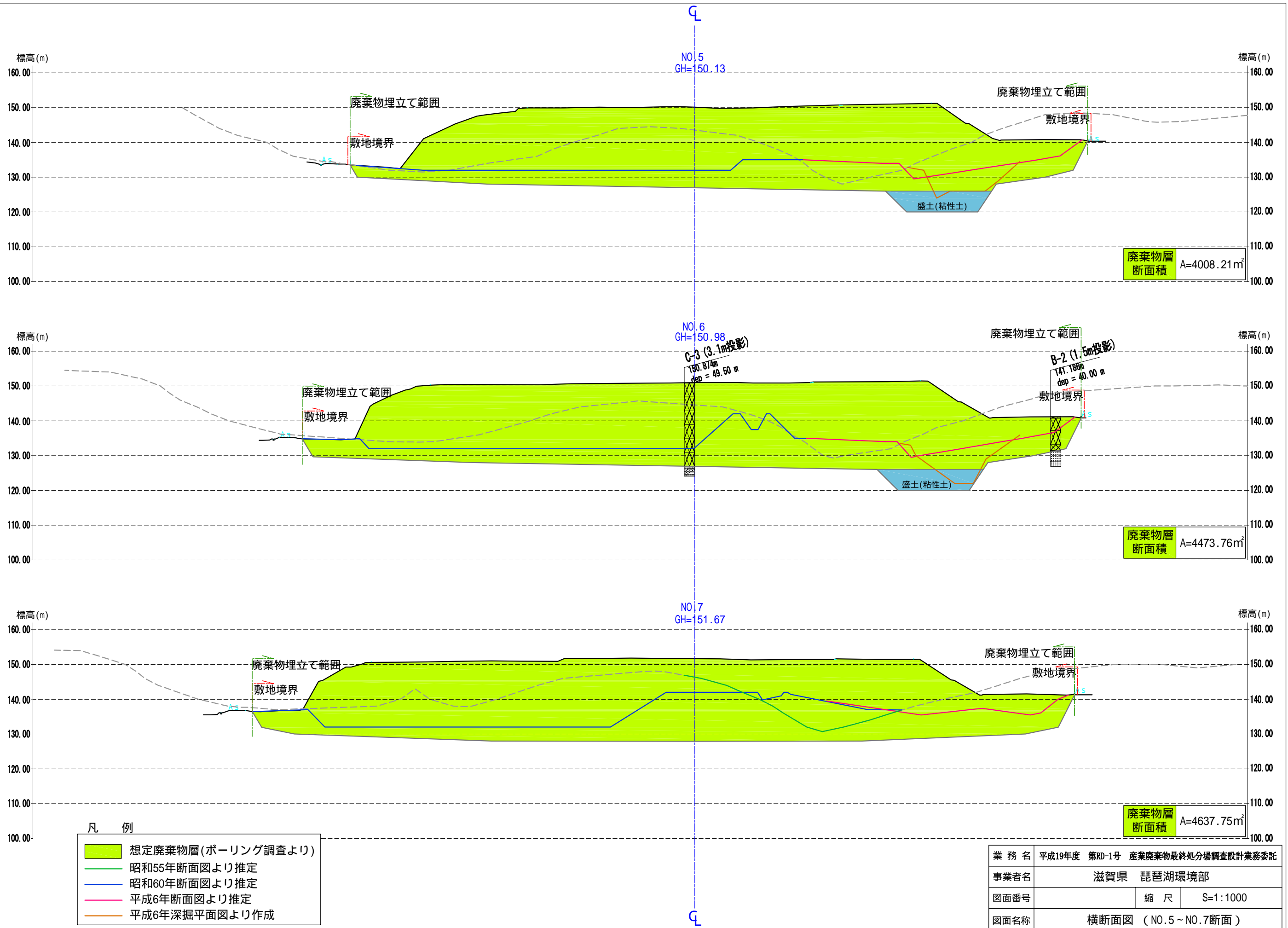


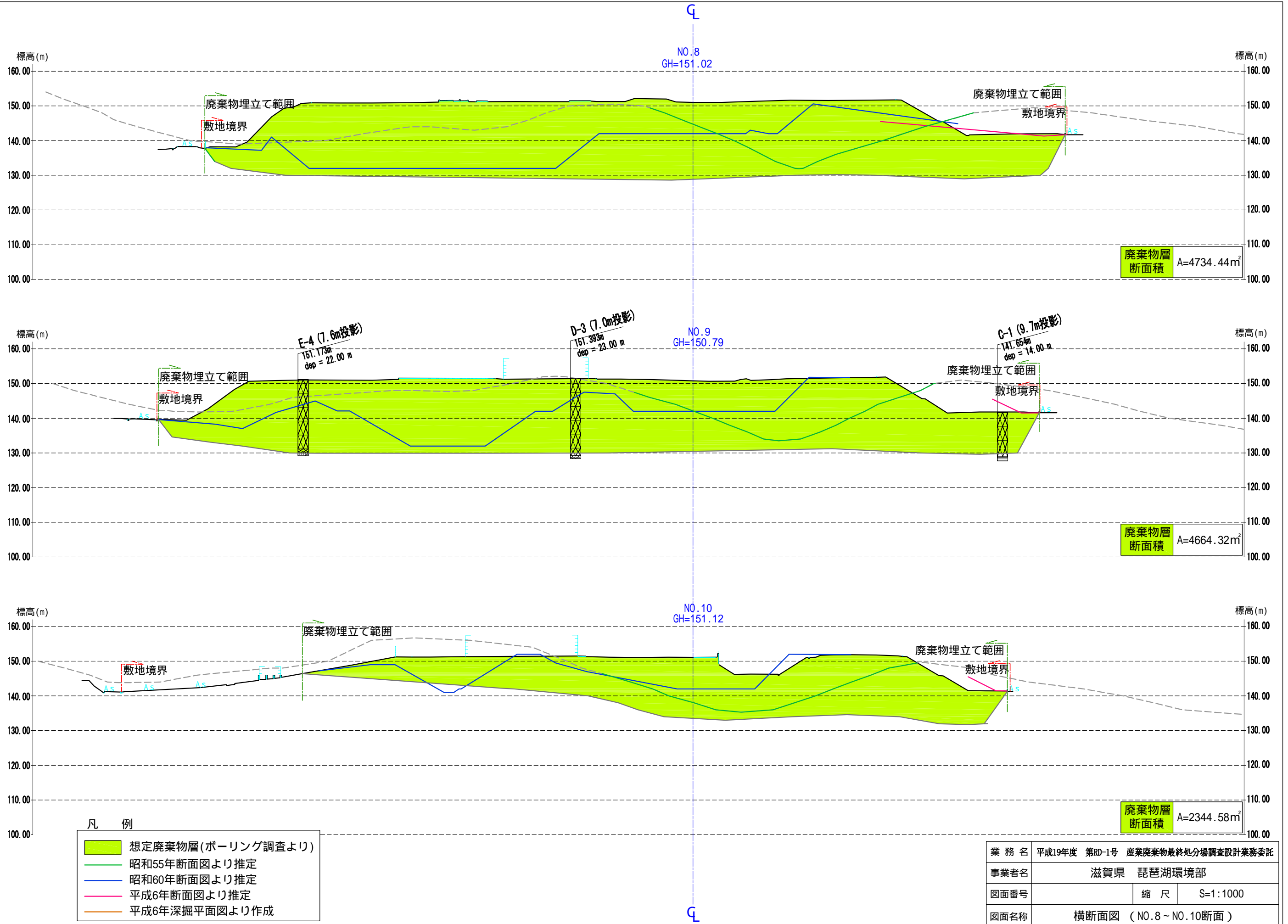
業務名	平成19年度 第RD-1号 産業廃棄物最終処分場調査設計業務委託		
事業者名	滋賀県 琵琶湖環境部		
図面番号	縮尺	S=1:1000	
図面名称	横断面図 (NO.0-13.50~NO.1断面)		



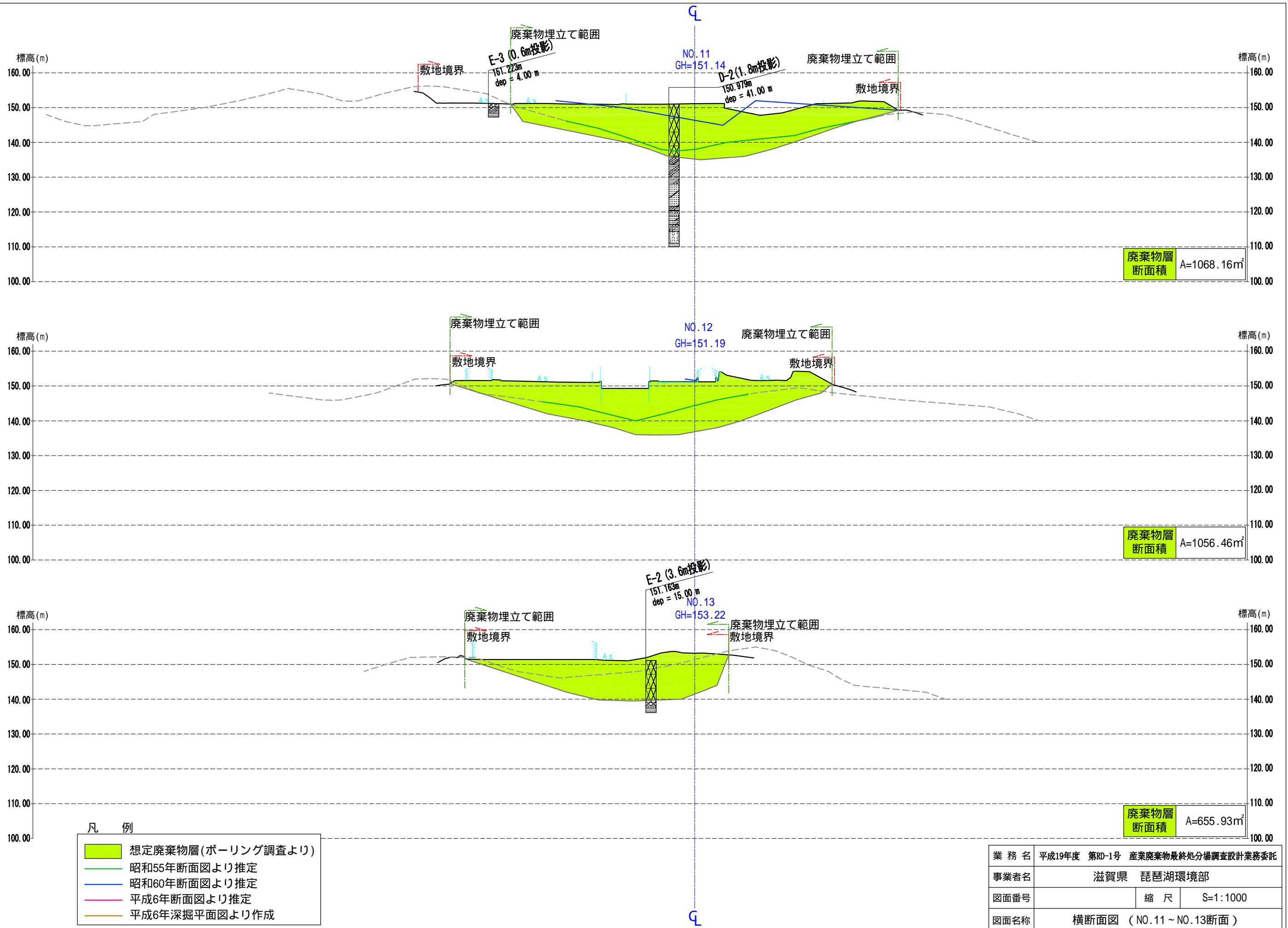
- 凡 例
- 想定廃棄物層(ボーリング調査より)
 - 昭和55年断面図より推定
 - 昭和60年断面図より推定
 - 平成6年断面図より推定
 - 平成6年深掘平面図より作成

業務名	平成19年度 第RD-1号 産業廃棄物最終処分場調査設計業務委託		
事業者名	滋賀県 琵琶湖環境部		
図面番号	縮尺	S=1:1000	
図面名称	横断面図 (NO.2~NO.4断面)		





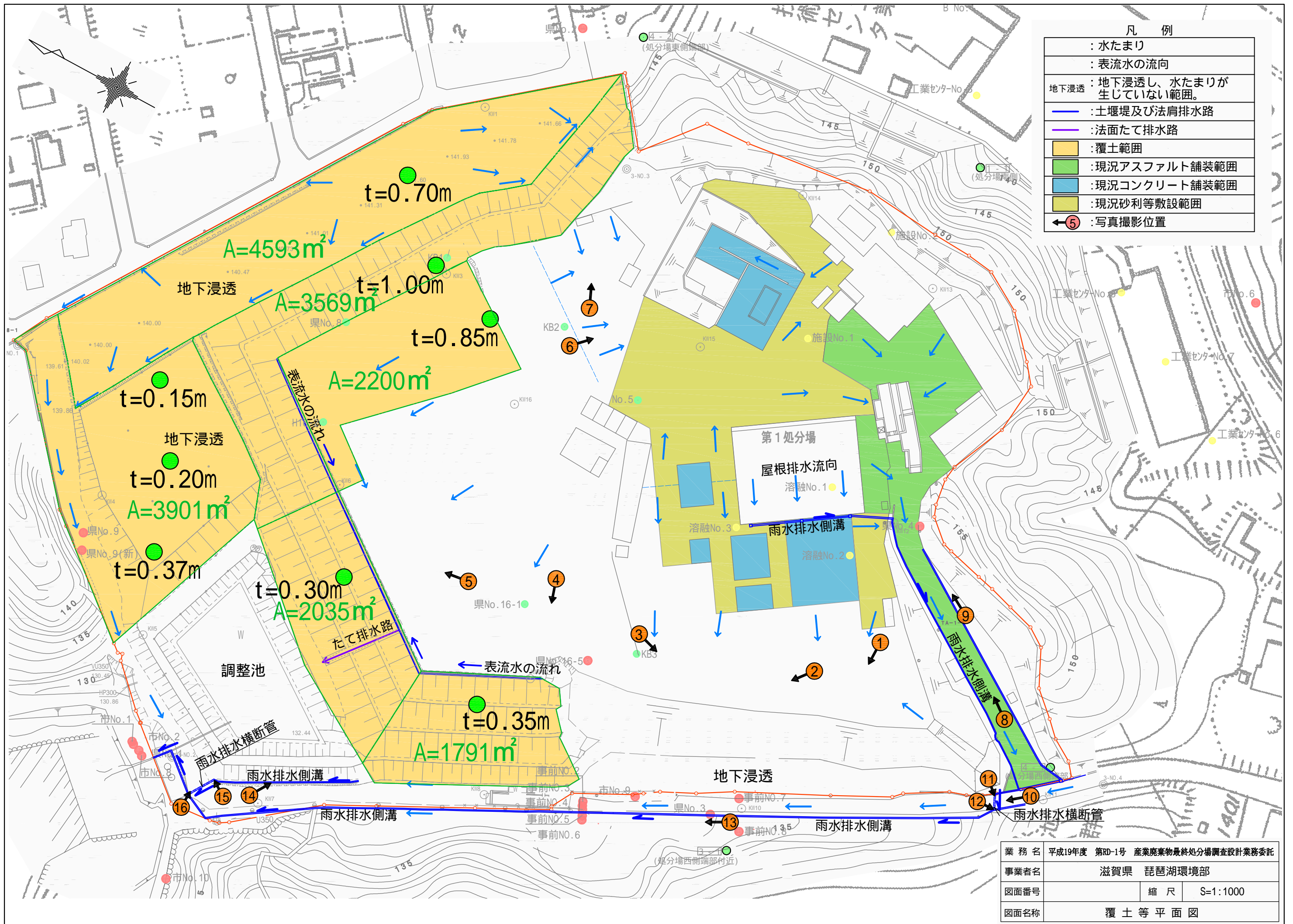
業務名	平成19年度 第RD-1号 産業廃棄物最終処分場調査設計業務委託		
事業者名	滋賀県 琵琶湖環境部		
図面番号	縮尺	S=1:1000	
図面名称	横断面図 (NO.8~NO.10断面)		



覆土等の体積

	エリア	面積 m2	覆土厚 m	体積 m3
覆土	1	2200	0.85	1870.0
	2	3569	1	3569.0
	3	4593	0.7	3215.1
	4,5,6	3901	0.24	936.2
	7	2035	0.3	610.5
	8	1791	0.35	626.9
	計	18089		10827.7
アスファルト		2134	0.1	213.4
コンクリート	1	587	0.3	176.1
	2	129	0.3	38.7
	3	43	0.3	12.9
	4	193	0.3	57.9
	5	82	0.3	24.6
	6	531	0.3	159.3
	計	1565		469.5
砂利	1	3823	0.1	382.3
	2	331	0.1	33.1
	計			415.4

合計 11926.0 m3



業務名	平成19年度 第RD-1号 産業廃棄物最終処分場調査設計業務委託		
事業者名	滋賀県 琵琶湖環境部		
図面番号	縮尺	S=1:1000	
図面名称	覆土等平面図		